

京都市上下水道局告示第40号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第1号の規定に基づき代表者の変更届出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成23年9月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 届出業者名等

京都市下京区四条通柳馬場西入立売中之町99四条SETビル4階

須賀工業株式会社

代表取締役社長 森井 省三

2 変更事項（代表者の変更）

神木 宣夫から森井 省三に変更

（上下水道局下水道部管理課）